

## 市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への対応について

〔 令和3年6月24日  
わたらしい生き方応援課 〕

### 1 趣旨

市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」により、利用可能となる行政サービス等について、「わたらしい生き方応援プランひろしま」(第5次男女共同参画基本計画)に基づき、県のサービスへの適用を検討する。

### 2 県内の状況

#### (1) 市町の導入状況

広島市が令和3年1月に制度導入し、その他の市町でも制度の導入に向けた検討が広がりつつある。(制度導入の検討中は10市町)

※「広島市パートナーシップ宣誓制度」

(趣旨) 全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けた取組の一環として実施

(概要) 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係(パートナーシップである旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証及び受領カードを交付)

(利用可能な行政サービス)

市営住宅の入居(4月～)、医療機関での手術同意等(1月～)、身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免(4月～)、保有個人情報開示請求(1月～)、罹災証明書の交付(1月～) 等

#### (2) 民間の状況

住宅ローンの審査時の収入合算や担保提供における配偶者の定義に、自治体の「パートナーシップ宣誓証明」が発行されている同性パートナーを加える取扱いや、同性パートナーに適用できる福利厚生制度(結婚休暇、単身赴任手当)を見直すなどの動きがある。

### 3 県の対応方針

「わたらしい生き方応援プランひろしま」に基づき、性的指向や性自認に対する理解促進の取組を進める必要がある。

このため、制度を導入した市町の状況に応じた支援を行うこととし、当該市町で利用可能となる行政サービス等について、市町域で利用者の不利益が生じないよう類似する県の行政サービス等への適用について検討する。

- (1) 県営住宅の入居
- (2) 医療機関での手術の同意等
- (3) 身体障害者などに対する自動車税の減免
- (4) 保有個人情報開示請求

#### 4 今後の対応

制度を導入する市町によって適用する行政サービス等が異なることが考えられることから、個々の行政サービス等の条件等を踏まえ個別に検討する。

##### (1) 県営住宅の入居〔住宅課〕

広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第6条の入居者資格で「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。」と規定されており、パートナーシップ宣誓者の取扱いについて、今年度下半期から運用を開始できるように、県営住宅での事務手続きの検討を進める。

##### (2) 医療機関での手術の同意等〔県立病院課〕

県立病院では、患者の家族やパートナー等であれば、手術同意等について対応可能

##### (3) 身体障害者などに対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免〔税務課〕

（広島市で適用※）

※広島市では、身体障害者などに対する軽自動車税（種別割）の減免に適用している。

身体障害者等のパートナーが所有し、当該身体障害者等が運転する自動車等に対する自動車税（市町税である軽自動車税（環境性能割）を含む。）については、軽自動車税（環境性能割）に係る市町との調整を含め、今年度からの減免の適用に向けた検討を進める。

##### (4) 保有個人情報開示請求〔総務課〕（広島市で適用）

亡くなったパートナーに関する保有個人情報の開示請求については、当該宣誓の有無にかかわらず、一定の条件（亡くなったパートナーの遺贈により開示請求者が取得した権利義務に関する情報である場合）の下に対応可能

#### 5 他府県で適用されている行政サービス等

##### (1) 制度を導入している府県

3 府県 ※茨城県、大阪府、群馬県	①県営住宅の入居、②医療機関での手術の同意等
----------------------	------------------------

##### (2) 市町が制度を導入して、県の行政サービス等にも適用している県

7 県 ※神奈川県、長野県、兵庫県、高知県、大分県、熊本県、鹿児島県	①県営住宅の入居
---------------------------------------	----------